

平成28年度

総会議案書

日時 平成28年5月16日(月)
午後4時00分～午後5時00分

会場 中野区役所7階8.9.10会議室

中野区立中学校PTA連合会

総会次第

総 会 (午後4時00分～午後5時00分)

1. 開会の辞
2. 平成27年度 中P連会長挨拶
3. 平成27年度 校長会会長挨拶
4. 来賓挨拶・紹介
5. 議長選出
6. 議事
 - ① 平成27年度 事業報告
 - ② 平成27年度 決算報告
 - ③ 平成27年度 監査報告
 - ④ 質疑応答及び承認
 - ⑤ 平成28年度 役員候補者選出案報告及び委員紹介
 - ⑥ 平成28年度 中P連会長挨拶
 - ⑦ 平成28年度 校長会会長挨拶
 - ⑧ 平成28年度 活動方針案審議
 - ⑨ 平成28年度 予算案審議
 - ⑩ 質疑応答及び承認
7. 議長解任
8. 閉会の辞

中野区立中学校 P T A 連合会
平成 2 7 年度事業報告

所 属	内 容	活 動 日
会長会	定例会 執行部・役員会・臨時会長会 副会長会 P T A 書記・会計研鑽会	12 回（毎月開催） 随時開催 年 2 回 6 月 20 日
研修委員会	P T A 学年・文化・広報・校外委員研修会 P T A 全体研修会 委員会	6 月 11 日～11 月 7 日(全 4 回) 11 月 18 日 随時開催
広報委員会	中 P 連だより 63 号発行 中 P 連だより 64 号発行 H P 運営 委員会	7 月 3 月 随時 随時開催
事業委員会	区立中学校学校訪問（北部 6 校） 区立中学校学校訪問（南部 5 校） バレーボール大会キャプテン会議 卓球大会キャプテン会議 バレーボール大会 卓球大会 バレーボール反省会 卓球反省会 委員会	5 月 18 日 5 月 28 日 9 月 14 日 10 月 16 日 11 月 28 日 12 月 5 日 1 月 13 日 1 月 22 日 随時開催
その他	総会・懇親会 保護司会との懇談会 校長会との懇談会 区長、教育長との懇談会 教育委員との懇談会 区議会各派との懇談会 教育委員会事務局との懇談会 総体連合陸上競技大会(総体陸上) 中野区生徒理科研究発表会 薬物乱用防止中野区民大会 副校長会との懇親会 中学生意見発表会 中野区賀詞交歓会 いじめ防止研修会 東京都中学生駅伝大会 小 P 連・中 P 連合同研修会 中 P 連 O B 会 家庭教育支援講座 中野ランニングフェスタ ハイティーン会議 新旧会長研修会	5 月 15 日 6 月 15 日 6 月 25 日 8 月 3 日 8 月 7 日 8 月 19 日 8 月 26 日 9 月 25 日 10 月 3 日 11 月 12 日 11 月 20 日 12 月 5 日 1 月 4 日 1 月 6 日 2 月 7 日 2 月 27 日 3 月 4 日 3 月 5 日 3 月 14 日 3 月 14 日 3 月 27 日
対外関係	各委員が随時出席	

中野区立中学校PTA連合会
平成 27 年度 収支決算報告書

収入合計 2,362,298円 支出合計 1,937,913円 差額残金 424,385円

残金は次年度へ繰り越します。

《収入》

単位：円

項目	年度予算	実績額	差額	備考
会費	978,300	971,100	7,200	3,237家庭×300円
体育大会参加費	115,500	115,500	0	バレーボール大会・卓球大会 各11校
保険代金	996,600	971,100	25,500	単Pからの保険代金(11校分)
雑収入	6,500	12,450	▲ 5,950	バレーボール売却代、銀行利子等
繰越金	292,148	292,148	0	前年度より
合計	2,389,048	2,362,298	26,750	

《支出》

項目	年度予算	実績額	差額	備考
会議費	150,000	144,236	5,764	会長会・副会長会・役員会・執行部会・総会、各種懇親会他
渉外費	80,000	56,550	23,450	小P連関係、周年行事他
交通費	20,000	3,000	17,000	総体陸上、東京駅伝
印刷費	30,000	4,360	25,640	総会資料印刷、要望書印刷他
通信費	60,000	38,562	21,438	事務局専用携帯電話料金、振込み手数料、書類郵送料
HP運営費	23,000	20,282	2,718	サーバー利用料
事務費	60,000	28,840	31,160	事務用品・コピー他
雑費	7,000	6,340	660	東京駅伝激励品他
小計	430,000	302,170	127,830	
研修委員会	100,000	16,187	83,813	PTA研修会講師料他
広報委員会	190,000	52,398	137,602	年2回広報紙発行代、配送代
事業委員会	450,000	418,958	31,042	学校訪問、バレーボール・卓球大会、横断幕・手旗製作費他
小計	740,000	487,543	252,457	
分担金	15,000	15,000	0	教育振興会
慶弔費	20,000	10,000	10,000	
保険代金	999,100	973,200	25,900	単Pからの保険代金支払いおよび事務局・顧問・相談役・会計監査分
事務局費	150,000	150,000	0	
小計	1,184,100	1,148,200	35,900	
特別会計積立金	0	0	0	運営基金に積み立て
予備費	34,948	0	34,948	
小計	34,948	0	34,948	
合計	2,389,048	1,937,913	451,135	

《特別会計》

項目	前年度繰越金	今年度積立	利息	合計	
運営基金	1,471,953	0	290	1,472,243	東京三菱UFJ銀行/中野駅前支店

上記のとおりご報告します。

中野区立中学校PTA連合会
平成 28 年 3 月 31 日

会長 井戸田 康敬
会計 保倉由香
会計 大森千晶



上記、収支決算書の監査の結果相違ないことを承認します。

平成 28 年 3 月 31 日

監査(校長会) 宮下
監査 岡陽子



中野区立中学校P T A連合会
平成28年度役員（案）

役職名	氏名	学校
会長	荻野 嘉彦	第三中学校
副会長	長岡 知恵 中尾 行夫 弓田 豊（校長会）	第四中学校 緑野中学校 第十中学校
会計	金子 正美 佐藤 宇一	第二中学校 中野中学校

会計監査	岡 陽子 熊谷 伸賢 (校長会)	(緑野中学校元会長) (第八中学校長)
相談役 顧問	白石 忠一 照屋 宏 廣瀬 千史 神山 知明 井戸田 康敬	(第八中学校元会長) (南中野中学校元会長) (緑野中学校元会長) (第十中学校前会長) (第五中学校前会長)
事務局	保倉 由香 飯沼 直之	(第四中学校前会長) (第八中学校前会長)

*校長会中P連窓口・・・池田 俊一（第七中学校長）
増田 稔（第五中学校長）

平成28年度委員会所属名簿 専門委員会

◎印は委員長

研修委員会	◎中嶋 裕之（第五中） 長岡 知恵（第四中） 柴草 幹男（第十中）
広報委員会	◎犬塚 重暁（南中野中） 荻野 嘉彦（第三中） 佐藤 宇一（中野中）
事業委員会	◎渡邊 肇（北中野中） 金子 正美（第二中） 奥澤 利夫（第七中） 泰江 克治（第八中） 中尾 行夫（緑野中）

対外委員会

関 係 先	出 席 者
中野区教育振興会	荻野 嘉彦（第三中）
中野区国際交流協会	長岡 知恵（第四中）
中野区学校給食連絡協議会	奥澤 利夫（第七中）
放課後子ども教室運営委員会	柴草 幹男（第十中）
中野区非行を生まない社会づくり連絡会	中尾 行夫（緑野中）
中野区防災対策協議会	金子 正美（第二中）
中野区交通安全対策協議会	荻野 嘉彦（第三中）
西武新宿線踏切渋滞解消促進期成同盟	中嶋 裕之（第五中） 泰江 克治（第八中）
中野区区民公益活動推進審議会	犬塚 重暁（南中野中）
中野区個人情報保護審議会	佐藤 宇一（中野中）

中野区立中学校PTA連合会
平成28年度活動方針（案）

本年度活動目標

単位PTAの意見を反映し
中野区の教育振興に寄与する

中P連スローガン

一校の問題は中野区立中学校の問題として
共に考え学び行動する

上記の目標を達成するために下記の活動を行う。

1. 各単位PTA活動の充実を図るため、役員・委員等の研修および情報の交換を行う。
2. 青少年をとりまく地域の環境浄化を図り、非行防止活動のよりいっそうの充実を図る。
3. 各校の施設及び教育環境を充実させるために、改善、整備を要望する。
4. 各単位PTA会員相互の親睦及び健康の増進を図るため、スポーツ大会等を開催する。
5. 広報紙の発行及びホームページによる情報発信を通じ、中P連の活動情報を各単位PTA会員ほかに提供する。
6. OB及び、各関連団体との連携を図る。

中野区立中学校PTA連合会
平成28年度 予算(案)

【収入】

単位：円

項目	予算額	備考
会費	961,800	3,206×300円
スポーツ大会参加費	133,000	バレーボール大会・卓球大会各11校OG分参加費を含む
保険代金	961,800	単Pからの保険代金(11校分)
雑収入	6,500	バレーボール売却代、銀行利子等
繰越金	424,385	前年度より
合計	2,487,485	

【支出】

項目	予算額	備考	
運営費	会議費	150,000	会長会・副会長会・役員会・執行部会・総会、各種懇親会他
	渉外費	90,000	小P連関係、周年行事他
	交通費	20,000	対外関係出席他
	印刷費	30,000	総会資料印刷、要望書印刷他
	通信費	60,000	事務局専用携帯電話料金、振込み手数料、書類郵送料
	HP運営費	23,000	サーバー利用料
	賃借料	100,000	物品倉庫レンタル料
	事務費	60,000	事務用品・コピー他
	雑費	7,000	駅伝大会激励品他
	小計	540,000	
活動費	研修委員会	100,000	PTA研修会講師料他
	広報委員会	200,000	広報紙発行代、配送代他
	事業委員会	470,000	バレーボール・卓球大会、学校訪問レンタカー
	小計	770,000	
総務費	分担金	15,000	教育振興会
	慶弔費	20,000	
	保険代金	963,900	単Pからの保険代金支払いおよび事務局・顧問・相談役・会計監査分
	事務局費	150,000	
	小計	1,148,900	
その他	特別会計積立金	0	運営基金に積立て
	予備費	28,585	
	小計	28,585	
合計	2,487,485		

【特別会計】

項目	前年度積立	今年度積立	合計
運営基金	1,472,243	0	1,472,243

* 運営基金は、将来予測される会員数減少による会費の収入減に備えると共に年度会計が不足した場合、または中P連としての活動に必要な場合、または中P連としての活動に必要な場合に補填する。

中野区立中学校PTA連合会

会 則

- 第1条 本会の中野区立中学校PTA連合会（中P連）と称する。
- 第2条 本会は事務所を中P連会長在任校に置く。
- 第3条 本会の中野区に設置された区立中学校PTA（単位PTA）相互の親睦を図り、連携を密にし、区立中学校振興のため協力することを目的とする。
- 第4条 本会の中野区立中学校の各PTA会員をもって組織する。
- 第5条 本会の会議は次の通りとする。
1. 総会は単位PTA代表者5名（内会長、校長を含む）ずつをもって構成し、この会の最高議決機関である。
 2. 執行部会は、この会の会長、副会長をもって構成し、外部機関・団体との調整を行い中P連の円滑な運営について協議する。
 3. 役員会は、この会の役員をもって構成し、総会で決定承認された事項の処理、緊急必要な会務の処理にあたる。
 4. 会長会は、単位PTA会長及び代表校長をもって構成し、単位PTA間の情報交換、専門委員会の連絡調整、その他緊急必要な事項について協議する。
 5. 専門委員会は単位PTA会長をもって構成し、この会の事業達成のために必要な会議を招集し、実施の任にあたる。
- 第6条 本会に次の役員と会計監査を置く。
- 会 長 1名
会議を招集し、会務を統轄する。
- 副会長 3名（内1名は校長）
会長を補佐し、会長事故あるときは会長を代行する。
- 会 計 2名
本会の会計事務を行う。
- 会計監査 2名（内1名は校長）
本会の会計を監査する。
- 第7条 役員は各単位PTA会長の（代表校長については各学校長）互選により決定し、総会の承認を受ける。その任期は一会計年度とする。但し再任は妨げない。
- 第8条 本会に事務局を置く。事務局は会長が委嘱する。事務局は会長の意を受けて会務にあたる。
- 第9条 本会に相談役と顧問を置くことができる。
- 第10条 会の会費は、各単位PTAの分担金により運営する。但し、必要ある場合は臨時徴収できる。分担金の額は細則に定める。
- 第11条 本会の会計は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第12条 本会の会則の改訂は、会長会にはかり、総会の承認を受けなければならない。
- 第13条 この会の細則については、会長会において審議決定するものとする。

附 則 本会則は平成26年4月1日から適用する。

昭和35年9月13日 改正
昭和37年6月19日 改正
昭和48年6月25日 改正
昭和49年6月17日 改正
昭和52年6月 7日 改正
昭和59年6月 2日 改正
昭和63年6月 4日 改正
平成 元年5月28日 改正
平成10年5月29日 改正
平成20年5月19日 改正
平成22年5月18日 改正
平成23年5月28日 改正
平成24年5月25日 改正
平成26年5月22日 改正

中野区立中学校PTA連合会 細則

- 第1条 この会の会費は、各単位PTA年間300円×会員数(世帯数)とする。
- 第2条 この会に次の専門委員会を置く。
- 1 研修委員会・・・各単位PTAの情報交換、会員意識の高揚を図る。
 - 2 広報委員会・・・各単位PTAの広報活動の充実、中P連だよりの発行、ホームページの運営・管理を行う。
 - 3 事業委員会・・・区立中学校の教育環境の整備、親と子の健康管理、体力向上を図る。
 - 4 特別委員会・・・特別案件がある場合に設置、活動する。
- 第3条 この会に特に功労があった者に対して感謝状を贈呈することができる。
- 第4条 この会の相談役、顧問は会長が任免する。
- 第5条 事務局の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
- 第6条 相談役、顧問の任期は1年とする。但し再任は妨げない。
- 第7条 この会に携わる者の慶弔については、執行部一任とする。
- 附 則 本会細則は平成23年4月1日より適用する。